

新型コロナウイルス対策特別資金

(新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資)

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた中小企業者の皆様への資金繰りに、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

<新型コロナウイルス対策特別資金>

■ 対象者 県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。）であり、次に掲げる（1）、（2）要件のいずれかに該当する者とする。

（1） 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく中小企業者であると認められた者。
（危機関連保証）

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。

①最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ

②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること

※売上高の減少について市町村長の認定が必要。

（2） 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。（セーフティネット保証4号）

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、事業活動に影響を受けた後、原則として以下の①、②の要件を満たすもの。

①最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ

②その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

※売上高の減少について市町村長の認定が必要。

- **融資限度** 運転資金、設備資金 8,000 万円（併用時は 8,000 万円限度）
- **融資期間** 10 年以内（うち据置 1 年以内）
- **融資利率** 固定 年 1.5%以内
- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
年 0.5%（責任共有制度対象外 100%保証）
- **担保** 審査により必要になる場合があります。
- **保証人** 法人 原則として 1 名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- **取扱期間** 令和 3 年 3 月 31 日融資実行分まで
（ただし、危機関連保証及びセーフティネット保証 4 号の取り扱いが終了次第、本資金の取り扱いも終了となります。）
- **申込み先** 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。